

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（亜硫酸水素アンモニウム水等 4 品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（亜硫酸水素アンモニウム水等 4 品目）の規格基準の設定）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

令和 3 年 1 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（亜硫酸水素アンモニウム水等 4 品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（亜硫酸水素アンモニウム水等 4 品目）の規格基準の設定）について、令和 2 年 11 月 6 日から同年 12 月 10 日まで、御意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。なお、御意見につきましては、適宜要約等の上、取りまとめており、本件についての御意見に対する考え方のみを公表しておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。